

# 令和8年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 TEL072-674-7502

水道部総務企画課 TEL072-674-7952

令和8年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

## 1 土木一式・建築一式工事の級別格付基準を変更します

令和8年度の市内・準市内業者対象の土木一式・建築一式工事の級別格付及び発注基準額は、次の表のとおりに変更します。

業種	ランク	総合評定値	発注基準額(設計金額)
土木一式	A	670点以上	<b>3,500万円以上</b>
	B	670点未満	<b>3,500万円未満</b>
建築一式	A	670点以上	<b>3,500万円以上</b>
	B	670点未満	<b>3,500万円未満</b>

## 2 高槻市週休2日工事实施要領の一部変更について

令和6年4月以降、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目指すため、契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事について、通期の週休2日工事を実施しており、令和7年4月には、対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5%以上の水準の工事である月単位の週休2日工事を導入しています。

令和8年4月から、「高槻市週休2日工事实施要領」を一部変更して、通期及び月単位の週休2日工事に加え、対象期間内の全ての週において、原則土曜日及び日曜日を現場閉所に指定して、1週間に2日以上現場閉所を行う「完全週休2日工事」を導入します。

また、受注者希望方式を廃止して、発注者指定方式のみとします。

その他、「完全週休2日工事」、「月単位の週休2日工事」を達成した場合、労務費等の補正係数を適用しますが、「通期の週休2日工事」については補正なしとするなどの変更を行います。

変更の詳細については、3月初旬以降に市ホームページにてお知らせします。

### 3 労務費ダンピング調査の実施について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、令和7年12月12日以降に契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事については、積算内訳書に材料費や労務費等の記載が必要になっておりますが、令和8年4月から、予定価格5,000万円以上の建設工事について、労務費ダンピング調査も実施します。

落札候補者が積算内訳書に記載した直接工事費の金額が、一定水準（本市積算の直接工事費に97%を乗じた金額）を下回っていないかの確認を行います。確認結果によっては、国土交通省の建設Gメンに通報を行うことがあります。

### 4 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託における保証証書等（契約保証）の電子化対応の拡大について

令和7年4月から、契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託における西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社が発行する保証証書等（契約保証・前払金保証）の取扱いについて、従来の書面による提出に加え、電子保証の対応も開始していますが、令和8年4月から、一般社団法人日本損害保険協会が運用する保証証券等確認システムに対応している損害保険会社の保証証書等（契約保証）についても、従来の書面による提出に加え、電子保証の対応を開始します。

## 5 令和9年度から電子入札の適用範囲を拡大します（予告）

令和9年4月から、契約検査課及び水道部総務企画課が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託に係る入札案件の電子入札の適用範囲を、以下のとおり拡大する予定です。

これにより、今まで契約検査課発注分で対象だった電子入札の業種について、水道部総務企画課が発注する分についても対象になることに加えて、管工事、管・水道施設工事についても、原則全件が電子入札対象になりますので、早めの準備をお願いします。なお、共同企業体での発注案件については、従来どおり郵便入札とします。

令和8年度の対象案件	令和9年度からの対象案件
<p>契約検査課発注の</p> <p>土木一式工事、建築一式工事、 電気工事、舗装工事、造園工事、 とび・土工・コンクリート工事、 解体工事、 測量・建設コンサルタント等業務委託</p>	<p>契約検査課及び 水道部総務企画課発注の</p> <p>土木一式工事、建築一式工事、 電気工事、舗装工事、造園工事、 とび・土工・コンクリート工事、 解体工事、 測量・建設コンサルタント等業務委託 ＋ <u>管工事、管・水道施設工事</u></p>

## その他のお知らせ

## 6 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	1日(水)	10日(金)
	17日(金)	24日(金)
5月	1日(金)	15日(金)
	29日(金)	
6月	12日(金)	26日(金)
7月	10日(金)	24日(金)

公 告 日		
8月	7日(金)	21日(金)
9月	11日(金)	18日(金)
10月	9日(金)	23日(金)
11月	6日(金)	20日(金)
12月	11日(金)	
1月	8日(金)	

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、本館1階行政資料コーナーでもお知らせします。

なお、公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

## 7 手持ち工事数と申込みできる件数の制限（前年度から変更はありません）

制限付一般競争入札に参加するには、下記の「手持ち工事数」と「申込み制限数」の両方の条件を満たす必要があります。

### (1) 手持ち工事の定義（契約検査課及び水道部総務企画課の発注工事のみ対象）

本年度の市内・準市内業者対象の一般競争入札で落札した案件で、完成検査が完了していないものを言います。

なお、契約手続中の案件、低入札価格調査中の案件、共同企業体の案件を含みます。

### (2) 手持ち工事数の制限（一般競争入札案件分のみ対象）

#### 【市内・準市内業者対象案件】

手持ち工事数の制限は、最高3件（準市内業者は1件）です。

※ 市外業者参加可能案件については、手持ち工事数及び申込み件数の制限は適用しません。

### (3) 申込み件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者が配置できる範囲に限ります。

#### 【同一公告日に申込みできる件数（市内・準市内業者対象工事）】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	3件	1件
1件	2件	申込みできません
2件	1件	
3件	申込みできません	

※ 市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

### (4) 留意事項

#### ① 「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。

（技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。）

② 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。

③ 指名競争入札案件は、手持ち工事の対象となりません。

④ 共同企業体対象案件は、代表者と構成員、それぞれ1件とカウントします。

⑤ 令和8年度からの新規業者は、令和8年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。